資料No.４

住宅履歴情報項目

１．住宅履歴情報項目とは

住宅履歴情報とは、住宅の設計、施工、維持管理等に関する情報である。

住宅の長寿命化を実現するためには、適切に住宅の維持管理がおこなわれるとともに、既存住宅が市場において適切に評価されることが必要であり、そのためには裏付けとなる住宅履歴情報の蓄積と活用が不可欠である。

情報項目は、一定のグループに整理、蓄積されるべき標準的な項目（＝標準形）を示すとともに、住宅履歴情報に関わる様々な主体で相互に情報の受け渡しがスムーズにできるよう、共通に使用する言語（情報項目）とその意味を明確にしたものである。

住宅履歴情報の蓄積と住宅履歴情報台帳による情報の属性管理等の運用上の工夫により、生成された住宅履歴情報を適切に蓄積するとともに、①維持管理、②リフォーム・改修、③既存住宅流通、④事故等への対応の場面において、蓄積された情報の活用がより迅速に行われることが期待される。

２.情報項目の内容

情報項目は、情報が生成される行為にもとづいて住宅履歴情報を分類したものである。

戸建住宅とマンションでは情報の保有形態が異なるため、「戸建住宅版」および「マンション共用部分版」、「マンション専有部分版」の情報項目が用意されている。

情報項目は、各情報を蓄積するハコの名称であり、ここに記載されている情報項目に生成された当該住宅の情報がすべて蓄積されることが望ましい。ただし、住宅によって情報の生成や保存状況が異なるため、必ずしも全てのハコに情報がうまっていないといけないことはなく、該当する情報がないことを確認し「情報なし」と明示することも重要な情報である。

情報項目は別表に示す。表の読み方として①～④の解説を以下に示す。

①区分　②項目名　③各項目の簡潔な説明　④各項目に該当する書類・図面名称の例

項目名		項目名の説明	該当する書類･図面名称例 (①書式･書類名称、②図面名称)	
A1	建築確認	新築住宅の完成までに、建築確認や完了検査などの諸手続きのために作成された書類や図面	地盤調査	①地盤調査報告書、スウェーデン式サウンディング試験結果表等
			建築確認	①確認申請書、建築計画概要書、確認済証 ②各階平面図、立面図、断面図、基礎伏図等申請に要した図書一式
			工事監理	①工事監理報告書 ②工事監理報告書に添付される図書一式
			完了検査	①完了検査申請書（写）、検査済証 ②申請に必要な図書一式
			開発行為	①開発行為許可申請書(写し)、開発行為許可通知書 ②土地利用計画図、造成計画平面図、排水施設計画平面図等
A2	住宅性能評価	住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価書や性能評価を受けるために作成された書類や図面	設計住宅性能評価	①設計住宅性能評価申請書(新築住宅)、設計住宅性能評価書(新築住宅) ②自己評価書、設計内容説明書、その他申請に要した図書一式
			建設住宅性能評価（新築住宅）	①建設住宅性能評価申請書(新築住宅)、建設住宅性能評価書(新築住宅) ②設計評価申請添付図書、施工状況報告書等
A3	長期優良住宅認定	長期優良住宅の認定の手続きのために作成される書類や図面	（未定）	
A4	新築工事関係	住宅が竣工した時点の建物の現況が記録された各種図面や書類で、完成までの様々な変更が反映されたもの	②竣工段階の設計図書（工事期間中の記録写真や打合せ記録･図面等も含む）：意匠関係、構造関係、設備関係、設備機器関係その他竣工段階までに作成された書類･図面等	

①区分

　情報項目はその生成段階にあわせて、戸建住宅版・マンション共用部分版・マンション専有部分版について、それぞれ以下のように区分している。

＜戸建住宅版＞

Ａ　新築段階の情報項目
Ｂ　維持管理段階の情報項目
Ｃ　重要事項説明に関する情報項目

＜マンション共用部分版＞

ａ　新築段階の情報項目
ｂ　維持管理段階の情報項目
ｃ　マンション管理組合の運営に関する情報項目

＜マンション専有部分版＞

ｄ　新築段階の情報項目
ｅ　維持管理段階の情報項目
ｆ　重要事項説明に関する情報項目

※権利・資産に関する情報項目の取扱について
　住宅所有者の権利及び資産としての住宅に関わる情報は、情報項目案には含めないが、運用の際には活用度が高くなる情報であると考えられる。そのことを踏まえ、住宅所有者には情報項目の中に収める場所がないこれらの情報に関しても、合わせて保存することが望ましいと認識してもらう必要がある。

②項目名

各情報項目の名称。住宅履歴情報は、原則としてこの共通化された言語により蓄積され、活用される。

③項目名の説明

住宅所有者等が住宅履歴情報の蓄積を行うにあたり、情報項目についての理解を助けるための簡潔な説明文。

④該当する書類・図面名称例

各情報項目に該当する書類・図面名称の具体の例。（該当する書類・図面の全てを掲載しているものではない。）

３.各情報項目を蓄積する意図及び想定される活用場面

（１）戸建住宅版情報項目

項目名	蓄積する意図及び想定される活用場面
Ａ１建築確認	・維持管理、リフォーム・改修にあたって建築計画の内容を確認する ・既存住宅流通にあたって違法建築物でないことを確認する
Ａ２住宅性能評価	・維持管理、リフォーム・改修にあたって性能評価時の建物の現況を確認する ・既存住宅流通にあたって住宅の資産価値評価に活用する
Ａ３長期優良住宅認定	・法令で定められた情報が蓄積されていることを確認する
Ａ４新築工事関係	・維持管理、リフォーム・改修にあたって竣工時の建物の現況を確認する ・事故等への対応にあたって必要な情報を参照する
Ｂ１維持管理計画	・維持管理にあたって点検、修繕の時期の目安を確認する
Ｂ２点検・診断	・維持管理、リフォーム・改修にあたって過去の診断結果を確認する ・既存住宅流通にあたって直近の診断結果を確認する
Ｂ３修繕	・維持管理、リフォーム・改修にあたって過去の修繕履歴、修繕内容等を確認する ・既存住宅流通にあたって過去の補修等の実施実績を確認する
Ｂ４リフォーム・改修	・維持管理、リフォーム・改修にあたって過去の工事履歴、工事内容等を確認する ・既存住宅流通にあたって過去の改修等の実施実績を確認する
Ｂ５認定長期優良住宅の維持保全	・法令で定められた維持管理が実施されていることを確認する
Ｂ６住宅性能評価	・維持管理、リフォーム・改修にあたって性能評価時の建物の現況を確認する ・既存住宅流通にあたって住宅の資産価値評価に活用する
Ｃ１重要事項説明	・既存住宅流通にあたって敷地･建物の面積、インフラの整備状況、建築に関わる制限等の過去の記載内容を参照する

（２）マンション共用部分版情報項目

項目名	活用場面
ａ１建築確認	・維持管理、修繕･改修にあたって建物の現況を確認する ・既存住宅流通にあたって違法建築物でないことを確認する
ａ２長期優良住宅認定	・法令で定められた情報が蓄積されていることを確認する
ａ３新築工事関係	・維持管理、修繕･改修にあたって建物の現況を確認する ・事故等への対応にあたって必要な情報を参照する
ｂ１維持管理計画	・維持管理にあたって長期修繕計画の内容を確認する
ｂ２点検・診断	・維持管理、修繕･改修にあたって過去の診断結果を確認する ・既存住宅流通にあたって直近の診断結果を確認する
ｂ３修繕・改修	・維持管理、修繕･改修にあたって過去の工事履歴、工事内容等を確認する ・既存住宅流通にあたって過去の改修等の実施実績を確認する
ｂ４認定長期優良住宅の維持保全	・法令で定められた維持管理が実施されていることを確認する
ｃ１マンション管理	・マンション管理組合の規約および活動状況を確認する

（３）マンション専有部分版情報項目

項目名	活用場面
ｄ１住宅性能評価	・維持管理、修繕･改修にあたって住戸の現況を確認する ・既存住宅流通にあたって住戸の資産価値評価に活用する
ｄ２長期優良住宅認定	・法令で定められた情報が蓄積されていることを確認する
ｄ３新築工事関係	・維持管理、修繕･改修にあたって住戸の現況を確認する ・事故等への対応にあたって必要な情報を参照する
ｅ１維持管理計画	・維持管理にあたって点検、修繕の時期の目安を確認する
ｅ２点検・診断	・維持管理、リフォーム・改修にあたって過去の診断結果を確認する ・既存住宅流通にあたって直近の診断結果を確認する
ｅ３修繕	・維持管理、リフォーム・改修にあたって過去の修繕履歴、修繕内容等を確認する ・既存住宅流通にあたって過去の補修等の実施実績を確認する
ｅ４リフォーム・改修	・維持管理、リフォーム・改修にあたって過去の工事履歴、工事内容等を確認する ・既存住宅流通にあたって過去の改修等の実施実績を確認する
ｅ５認定長期優良住宅の維持保全	・法令で定められた維持管理が実施されていることを確認する
ｅ６住宅性能評価	・維持管理、リフォーム・改修にあたって性能評価時の建物の現況を確認する ・既存住宅流通にあたって住宅の資産価値評価に活用する
ｆ１重要事項説明	・既存住宅流通にあたって敷地･建物の面積、インフラの整備状況、建築に関わる制限等の過去の記載内容を参照する

■住宅履歴情報項目 （戸建住宅）

別 表

A 新築段階の情報項目

項目名		項目名の説明	該当する書類･図面名称例 （①書式･書類名称、②図面名称）		①作成根拠法令 ②書式	蓄積する情報の説明
A1	建築確認	新築住宅の完成までに、建築確認や完了検査などの諸手続きのために作成された書類や図面	地盤調査	①地盤調査報告書（試験場所を示す敷地図、スウェーデン式サウンディング試験結果表やボーリング柱状図等を含む）	①建築基準法施行令第93条、平成13年国土交通省告示第1113号	地盤の状況がわかる情報 （地盤の許容応力度や杭の許容支持力設定にあたり、必要となる現地盤の状況の調査にあたり生成される情報。スウェーデン式サウンディング試験やボーリング試験など。）
			建築確認	①確認申請書、建築計画概要書、確認済証 ②付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、地盤面算定表、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、その他申請に要した図書一式	①＜建築確認申請＞建築基準法第6条、建築基準法施行規則第1条の3、 ＜確認済証＞建築基準法第6条4、建築基準法施行規則第2条、 ②＜確認申請書＞別記第二号様式、 ＜建築計画概要書＞別記第三号書式、 ＜確認済証＞別記第五号様式	建築確認に関する情報 （建物を建築しようとする場合、工事着手前に、その計画が建築基準法に適合するものであることについて、建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受ける一連の手続きにあたり生成される情報。） ＜補足＞ 1）当該建物に昇降機、昇降機以外の建築設備、工作物が付帯される場合は別途確認申請書が該当。 　また、建築確認申請書に変更があった場合は、それぞれ計画変更確認書が該当。 2）確認申請書は、正副を提出し、建築基準関係規定への適合確認後、確認申請書の副本と適合を証明する確認済書が建築主に発行される。
			工事監理	①工事監理報告書 ②工事監理報告書に添付される図書一式	①建築基準法第7条の3第1項、同条第6項、建築士法第20条3	建築士による工事監理の状況がわかる情報 （建築士が工事を設計図書と照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているかどうかを確認し、その結果を示し建築主に提出される文書。） ＜補足＞ 改正基準法の施行に伴う、特定工事、特定設備工事についての工事監理の状況がわかる情報を含む。
			完了検査	①完了検査申請書（写）、検査済証 ②申請に必要な図書一式	①建築基準法第7条、第7条の2、第7条の5 ②＜完了検査申請書＞別記第十九号様式、 ＜検査済証＞別記第二一号様式	完了検査に関する情報 （建築工事が完了した場合に、建築主事又は国土交通大臣等の指定を受けた者の検査を受け、適合であることが確認された際に交付される証明書。） ＜補足＞ 1）当該建物に昇降機、昇降機以外の建築設備、工作物が付帯される場合は別途完了検査が該当。 2）完了検査申請書は、正1部のみを提出し、建築基準関係規定への適合確認後、適合を証明する検査済証が建築主に発行される。 3）維持管理段階で増築、大規模の修繕等を行う場合は、本項目において、時系列に分けて情報を蓄積する。
			開発行為	①開発行為許可申請書(写し)、開発行為許可通知書 ②地方条例による。一般に現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、排水施設計画平面図、給水施設計画平面図、がけの平面図、擁壁の断面図等	①都市計画法第30条、第35条、第36条 ②都市計画法施行規則第17条、別記様式第二、第二の二 （通知、許可については地方条例による）	開発行為の許可申請に関する情報 （都市計画法第29条に基づく開発行為許可が必要な場合、同法第30条に基づき都道府県知事の許可を事前に得るために必要な申請手続き及び都市計画法第35条に基づき、都道府県知事が開発行為を許可する旨を通知するにあたり生成される情報。都市計画法第36条に基づき、都道府県知事が開発行為が完了したことを証す又は公告するにあたり生成される情報。）
A2	住宅性能評価	住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価書や性能評価を受けるために作成された書類や図面	設計住宅 性能評価	①設計住宅性能評価申請書(新築住宅)、設計住宅性能評価書(新築住宅) ②自己評価書、設計内容説明書、付近見取図、配置図、仕様書(仕上げ表を含む)、各階平面図、二面以上の立面図、断面図又は矩計図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、各部詳細図、各種計算書その他申請に要した図書一式	①住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条、第4条 ②第4号様式	設計住宅性能評価に関する情報 （設計住宅性能評価を受けようとする場合に、登録住宅性能評価機関に申請する当該対象となる住宅の設計図書等（別記第1号様式の設計内容説明書及び設計者が作成する諸計算書（計算を要する場合に限る。）並びにそれらの内容の信頼性を確認するために必要な図書として生成される情報。変更申請･変更評価書も含む。）
			建設住宅 性能評価 （新築住宅）	①建設住宅性能評価申請書(新築住宅)、建設住宅性能評価書(新築住宅) ②設計評価申請添付図書、施工状況報告書、設計住宅性能評価書、確認済証の写し	①住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第5条、第7条 ②第7号様式	建設住宅性能評価に関する情報(新築住宅) （建設住宅性能評価を受けようとする場合に、登録住宅性能評価機関に申請する当該対象となる住宅の施工について、設計住宅性能評価を受けた当該住宅の設計図書等（住宅性能評価に関するものに限る。）に従っていることを、建築士が作成する工事監理報告書及び工事施工者が作成する別記第2号様式の施工状況報告書から確認することにより生成される情報。）
A3	長期優良住宅認定	長期優良住宅の認定の手続きのために作成される書類や図面	①長期優良住宅建築等計画、認定通知書、変更認定申請書及び変更認定通知書等		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第11条	長期優良住宅普及促進法に基づき、長期優良住宅の認定計画実施者に作成･保存が義務付けられる情報 （当該住宅の建築に関するもので、長期優良住宅の認定を受けるために必要な情報など、法律に基づく行為により生成される情報。）
A4	新築工事関係	住宅が竣工した時点の建物の現況が記録された各種図面や書類で、完成までの様々な変更が反映されたもの	②竣工段階の設計図書（工事期間中の記録写真や打合せ記録･図面等も含む）：意匠関係（付近見取図、配置図、仕様書(仕上げ表を含む)、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図等）、仕様関係（仕様書、仕上げ表等）、構造関係（柱･梁、接合金物リスト、基礎伏図、床伏図、小屋伏図、軸組図、構造計算書等）、設備関係（電気設備図、給排水衛生設備図、空調換気設備図、消火設備図等）、設備機器関係（機器の取扱説明書、設備機器リスト等）、その他竣工段階までに作成された書類･図面類（各工事の記録写真、施主打ち合わせ記録、建材情報、見積書、領収書等）			建築申請時以降に図面に変更が出た場合、修正箇所を反映させた完成版の住宅図面を残しておくことが重要。竣工図や総合図が作成･保存されていることが望ましい。 建築確認申請や完了検査の提出図面に変更が出て、竣工図等がない場合は、その変更内容を示した図面等を保存するようにしておくと、維持管理段階での活用につなげやすい。 ＜補足＞ 1）A-1～3の中に入らない設計図書及び工事に関係する書類は全てこの項目におさめておく。 2）住宅瑕疵担保責任保険の契約時に提出した書類･図面類はこの項目におさめる。

B 維持管理段階の情報項目

項目名		項目名の説明	該当する書類・図面名称例 （①書式・書類名称、②図面名称）		①作成根拠法令 ②書式	蓄積する情報の説明
B1	維持管理計画	住宅の計画的な維持管理に役立つ、点検や修繕の時期および内容の目安となる情報が記載された書類	①長期修繕計画、メンテナンスプログラム、点検プログラム、点検システム等			住宅の点検や修繕について望ましい実施時期がわかる情報 （外壁・屋根補修、給排水管取替え等、長期に渡り維持するための点検および修繕の実施時期の目安） ＜補足＞ 設備機器の推奨される交換時期、建材等の一般的な劣化予測などにもとづき住宅供給者等（住宅供給者）が計画表を作成し住宅所有者に提供する。
B2	点検・診断	住宅の点検や診断・調査などを行った時に作成・提供される書類、写真、図面等	自主点検	①点検・補修記録シート		居住者が自ら行う点検の情報 （専門家の定期点検の前後に、点検を居住者自らが行った際の記録） ＜補足＞ 1）チェックリストとして、住宅設備機器の保守点検表(リビングアメニティ協会・2009年秋、HPに掲載予定)などがある。 2）参考図書として、ハウスメーカー各社が発行する「住まいのしおり」や「住まいの管理手帳 戸建て編(住宅金融普及協会)」などがある。 3）記録は居住者自らが作成する
			サービス点検	①調査・診断結果報告書、定期保守点検報告書		住宅供給者等に依頼して行う点検および補修の記録（住宅診断報告書、法定点検を除く） （住宅供給者等が顧客サービスの一環として実施している定期点検において顧客に提出する報告書やチェックシート等。） ＜補足＞ 1）有償・無償を問わない 2）大臣認定に関する定期点検結果の情報等を含む 3）点検に基づき修繕等を行った結果、A－4．新築工事関係にある図面が更新された場合、該当する項目（B－3．修繕、B－4．リフォーム・改修）に振り分け、実施事項ごとでまとめ、時系列に保存する。 (例：免震建築物の場合、機器が正常に機能するよう免震建物定期点検が必要となる。)
			法定点検	①定期調査報告書 ②調査結果表、調査結果図、関係写真、定期調査概要書など、定期報告に必要な図書一式	①建築基準法第12条 ②建築基準法施行規則第6条	法律で定められた建築物及び建築設備等の定期調査報告に関する情報 （建築基準法第12条で定期報告が必要な建築物及び建築設備の所有者等が、エレベータ及び住戸以外の部分の建築設備について、専門技術者に定期的に点検させ、特定行政庁に提出する報告書。その他、消防法、水道法、浄化槽法、電気事業法、ガス事業法、消費生活用製品安全法に基づく法定点検もある。）
			住宅診断	①住宅診断報告書、耐震診断報告書、アスベスト使用調査報告書 ②住宅診断報告書に添付される図書一式		住宅の各種診断に関する情報 （主に不動産売買時に住宅所有者が民間の調査会社に「任意」で依頼し、作成する情報。） ＜補足＞ 1）調査会社により、一戸建て(未完成)調査報告書、一戸建て(中古・定期点検検査)調査報告書等が提出される。
			耐震基準適合	①耐震基準適合証明書 ②耐震診断チェックシート、建物外観写真、建物平面図、業務記録台帳	①平成17年国土交通省告示第393号及び第384号 ②平成17年国土交通省告示第394号及び第385号	中古住宅取得時の税の軽減措置に関する情報 （昭和56年以前に建築された住宅が新耐震基準に適合していることについて、国の指定機関や建築士等が発行する証明書。税制上の軽減措置を受けられる。）
B3	修繕	住宅の修繕工事を行った時に作成・提供される図面や書類、写真等	計画修繕	①完了日、工事業者、工事内容(仕様/建材・設備関係情報含む 、見積書、領収書等)を示す書類 ②施工図、各立面図、集計表、細目表、積算表、展開図、仮設図、構造図、仕様書、仕上げ表、設備図、断面図、軸組図、壁量計算書等、修繕関連工事図面、工事記録写真、施工打ち合わせ記録		住宅の点検・修繕実施時期の目安・計画にもとづく修繕工事の実施記録の情報 (外壁・屋根補修、バルコニー防水、防蟻、外装関連、開口部関連等) ＜補足＞ 1）計画的な修繕等を行った結果、工事業者が設計関係図書を更新した場合は、この項目内に実施事項ごとでまとめ、時系列に保存する。
			その他の修繕	①修理完了日、修理内容(仕様/建材・設備関係情報含む 、見積書、領収書等)を示す書類 ②雨漏り補修図、 雨漏り箇所図、布基礎配筋図、床伏図、配筋図、補強鉄筋配筋図、べた基礎鉄筋配筋図、矩計図、基礎伏図、梁伏図、給排水衛生設備図等 補修関連工事図面、工事記録写真、施工打ち合わせ記録		計画的な修繕以外の修理記録の情報 (雨漏り、基礎・構造、白蟻被害、給排水漏水、その他) ＜補足＞ 1）修繕を行った結果、工事業者が設計関係図書を更新した場合は、この項目内に実施事項ごとでまとめ、時系列に保存する。
B4	リフォーム・改修	住宅のリフォーム・改修工事を行った時に作成・提供される図面、書類、写真等	①完了日、工事業者、工事内容(仕様/建材・設備関係情報含む 、見積書、領収書等)を示す書類、耐震補強工事部分の見積書等、改修工事に係る見積書、改修計画書 ②耐震診断（改修計画書）に基づいて作成された耐震補強工事図面、平面図、断面図、構造図、仕様書、設備機器情報、特記仕様書、現況平面図（解体範囲図）、仕上げ表、平面詳細図、断面詳細図、建具表（鋼製・木製）、外構図、基礎伏図、床伏図、給排水・ガス設備図、電気設備図、改修工事記録写真（改修前と改修後の様子がわかるもの）			住宅の性能や仕様等を向上させようとする目的で行ったリフォーム・改修工事等に関する記録 （耐震改修、断熱改修等の住宅の性能に関する工事の他、増築や改築などの工事に関する情報も含む。現状よりも性能、仕様を向上させようとする工事に関する記録を対象とする。） ＜補足＞ 1）リフォームや改修工事を行った結果、工事業者が設計図書類を作成した場合は、この項目内に実施事項ごとでまとめ、時系列に保存する。
B5	認定長期優良住宅の維持保全	認定を受けた認定長期優良住宅に保存が義務付けられている維持管理の記録等	①維持保全を委託した場合、契約書、実施報告書等		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第11条	長期優良住宅普及促進法に基づき、長期優良住宅の認定計画実施者に作成・保存が義務付けられる情報 （当該住宅の維持保全に関するもので、法律に基づく行為により生成される情報。）
B6	住宅性能評価	住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価書や性能評価を受けるために作成された書類や図面	建設住宅性能評価(既存住宅)	①建設住宅性能評価申請書(既存住宅)、建設住宅性能評価書(既存住宅)、住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項に関する申告書、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化状況等の評価の結果を記載した書類 ②付近見取図 （評価住宅の場合は建設評価申請添付図書、施工状況報告書、設計住宅性能評価書、確認済証の写し）	①住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第5条、第7条 ②第7号様式	建設住宅性能評価に関する情報(既存住宅) （建設住宅性能評価を受けようとする場合に、登録住宅性能評価機関により評価方法基準第4の3(1)イからハの方法による確認することにより生成される情報。）

C 重要事項説明に関する情報項目

項目名		住宅所有者用説明	該当する書類・図面名称例 （①書式・書類名称、②図面名称）	①作成根拠法令 ②書式	情報項目の説明（抽出する情報）
C1	重要事項説明	不動産取引に際して宅地建物取引業者が買主に交付する重要事項説明書および、売主が買主に対して開示する告知書等	①重要事項説明書、告知書等	①宅地建物取引業法第35条、第35条の2	物件関係事項や取引条件関係事項がわかる情報 （宅地建物取引業者が不動産取引に際して、契約の成立前にその不動産に関する権利関係や法令上の制限、取引条件などの重要事項を説明するにあたり交付する書面。） ＜補足＞ 1）特に土地にかかる制限（都市計画事業区域、各種協定等）等の内容を把握するための重要な資料となる。 2）協会によっては、建物登記簿謄本（抄本）、公図（写）、附帯設備および物件状況確認書等が添付される場合がある。 3）中古売買ごとに内容が更新されるので、最新のものが保管されていれば十分である。

法令により作成が義務付けられている書類・図面
法令により書式等が定められている書類・図面

■住宅履歴情報項目（マンション共用部分）

a　新築段階の情報項目

<table>
<tr><th colspan="2">項目名</th><th>項目名の説明</th><th colspan="2">該当する書類・図面名称例
（①書式・書類名称、②図面名称）</th><th>①作成根拠法令
②書式</th><th>蓄積する情報の説明</th></tr>
<tr><td rowspan="5">a1</td><td rowspan="5">建築確認</td><td rowspan="5">新築マンションの竣工までに、建築確認や完了検査などの諸手続きのために作成された書類や図面</td><td>地盤調査</td><td>①地盤調査報告書（試験場所を示す敷地図、ボーリング柱状図を含む）
②地質図、地質断面図</td><td>①建築基準法施行令第93条、平成13年国土交通省告示第1113号</td><td>地盤の状況がわかる情報
（地盤の許容応力度や杭の許容支持力設定にあたり、必要となる現地盤の状況の調査にあたり生成される情報。ボーリング試験など。）</td></tr>
<tr><td>建築確認</td><td>①確認申請書、建築計画概要書、確認済証
②付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、地盤面算定表、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、2面以上の軸組図、構造詳細図、基礎・地盤説明書、施工方法等計画書、消火設備の構造詳細図、耐火構造等の構造詳細図、室内仕上げ表、非常用の照明装置の構造詳細図、日影図、平均地盤面算定表、構造計算概要書、構造計算チェックリスト、使用構造材料一覧表、特別な調査又は研究の結果等説明書、略軸組図、部材断面表、荷重・外力計算書、応力計算書、断面計算書、基礎ぐい等計算書、その他申請に要した図書一式</td><td>①＜建築確認申請＞建築基準法第6条、建築基準法施行規則第1条の3、
＜確認済証＞建築基準法第6条4、建築基準法施行規則第2条、
②＜確認申請書＞別記第二号様式、
＜建築計画概要書＞別記第三号書式、
＜確認済証＞別記第五号様式</td><td>建築確認に関する情報
（建物を建築しようとする場合、工事着手前に、その計画が建築基準法に適合するものであることについて、建築主事等の確認を受け、確認済証の交付を受ける一連の手続きにあたり生成される情報。）

＜補足＞
1）当該建物に昇降機、昇降機以外の建築設備、工作物が付帯される場合は別途確認申請書が該当。
　また、建築確認申請書に変更があった場合は、それぞれ計画変更確認書が該当。
2）確認申請書は、正副を提出し、建築基準関係規定への適合確認後、確認申請書の副本と適合を証明する確認済証が建築主に発行される。</td></tr>
<tr><td>工事監理</td><td>①工事監理報告書、施工状況報告書、施工結果報告書
②工事監理報告書に添付される図書一式</td><td>①建築基準法第7条の3第1項、同条第6項、建築士法第20条3 （特定行政庁が定める建築基準法施行規則等）</td><td>工事監理に関する情報
（建築士が工事を設計図書と照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認し、その結果を建築主に示すにあたり生成される情報。）

＜補足＞
改正基準法の施行に伴う、特定工事、特定設備工事についての工事監理の状況がわかる情報を含む</td></tr>
<tr><td>完了検査</td><td>①完了検査申請書（写）、検査済証
②申請に必要な図書一式</td><td>①建築基準法第7条、第7条の2、第7条の5
②＜完了検査申請書＞別記第十九号様式、
＜検査済証＞別記第二一号様式</td><td>完了検査に関する情報
（建築工事が完了した場合に、建築主事又は国土交通大臣等の指定を受けた者の検査を受け、検査済証の交付を受ける一連の手続きにあたり生成される情報。）

＜補足＞
1）当該建物に昇降機、昇降機以外の建築設備、工作物が付帯される場合は別途完了検査が該当。
2）完了検査申請書は、正1部のみを提出し、建築基準関係規定への適合確認後、適合を証明する検査済証が建築主に発行される。
3）維持管理段階で増築、大規模の修繕等を行う場合は、本項目において、時系列に分けて情報を蓄積する。</td></tr>
<tr><td>開発行為</td><td>①開発行為許可申請書(写し)、開発行為許可通知書
②地方条例による。一般に現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、排水施設計画平面図、給水施設計画平面図、がけの平面図、擁壁の断面図等</td><td>①都市計画法第30条、第35条、第36条
②都市計画法施行規則第17条、別記様式第二、第二の二
（通知、許可については地方条例による）</td><td>開発行為の許可申請に関する情報
（都市計画法第29条に基づく開発行為許可が必要な場合、同法第30条に基づき都道府県知事の許可を事前に得るために必要な申請手続き及び都市計画法第35条に基づき、都道府県知事が開発行為を許可する旨を通知するにあたり生成される情報。都市計画法第36条に基づき、都道府県知事が開発行為が完了したことを証す又は公告するにあたり生成される情報。）</td></tr>
<tr><td>a2</td><td>長期優良住宅認定</td><td>長期優良住宅の認定の手続きのために作成される書類や図面</td><td colspan="2">長期優良住宅建築等計画、認定通知書、変更認定申請書及び変更認定通知書等</td><td>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第11条</td><td>長期優良住宅普及促進法に基づき、長期優良住宅の認定計画実施者に作成・保存が義務付けられる情報
（認定長期優良住宅の維持保全に関するもので、法律に基づく行為により生成される情報）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">a3</td><td rowspan="2">新築工事関係</td><td rowspan="2">マンションが竣工した時点の建物の現況が記録された各種図面や書類で、完成までの様々な変更が反映されたもの</td><td>管理組合へ交付義務のある設計図書</td><td>②付近見取図、配置図、仕様書（仕上げ表を含む）、各階平面図、二面以上の立面図、断面図又は矩計図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書</td><td>マンション管理の適正化の推進に関する法律第103条。マンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則第102条</td><td>宅地建物取引業者とみなされる者が、自ら売主として独立部分がある建物を分譲した場合に、当該建物の管理組合の管理者等に交付する情報</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅の竣工時の図面とそれまでに作られた図面・書類

②竣工段階の設計図書：意匠関係（付近見取図、配置図、仕様書(仕上げ表を含む)、専有面積・建築面積求積図、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図、住戸内機械換気経路図、有効開口及び有効換気量計算表、展開図、天井伏図、建具表等)、仕様関係（仕様書、仕上げ表等）、構造関係（構造設計特記仕様書、配筋詳細図、杭伏図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、軸組図、杭・基礎・柱・梁・スラブ断面図、杭・基礎・柱・梁・スラブ断面表、架構配筋詳細図、構造計算書、工事記録写真等）、設備関係（電気設備図、給排水衛生設備図、空調換気設備図、消火設備図、避雷設備図、非常用照明設備図、自動火災報知設備図等、工事記録写真等）、設備機器関係（機器の取扱説明書、設備機器リスト等）及び、竣工段階までに作成された書類・図面類（各工事の記録写真、施主打ち合わせ記録、建材情報、見積書、領収書等）</td><td></td><td>建築申請時以降に図面に変更が出た場合、修正箇所を反映させた竣工時の住宅図面を残しておくことが重要。竣工図や総合図が作成・保存されていることが望ましい。
建築確認申請や完了検査の提出図面に変更が出て、竣工図等がない場合は、その変更内容を示した図面等を保存するようにしておくと、維持管理段階での活用につなげやすい。

＜補足＞
1）a-1～3の中に入らない設計図書及び工事に関係する書類は全てこの項目におさめておく。</td></tr>
</table>

b 維持管理段階の情報項目

項目名		項目名の説明	該当する書類･図面名称例 (①書式･書類名称、②図面名称)		①作成根拠法令 ②書式	蓄積する情報の説明
b1	維持管理計画	マンション共用部分の長期修繕計画および修繕積立金に関する情報	①長期修繕計画		【参考】 ①13年国土交通省告示第1288号 ②マンション標準管理規約(単棟型)第32条、長期修繕計画作成ガイドライン･同コメント、長期修繕計画標準様式	マンション共用部分の長期修繕計画の内容がわかる情報 (外壁補修、屋上防水、給排水管取替え等、組合管理部分について長期に渡り維持するためのマンション共用部分の修繕計画及び修繕積立金についての情報)
b2	点検･診断	マンション共用部分の点検や診断･調査などを行った時に作成･提供される書類、写真、図面等	自主点検	①自主点検チェックシート		マンション管理組合が自ら行う点検の情報 (専門家の定期点検の前後に、マンション共用部分の点検をマンション管理組合員が自らが行った際の記録) ＜補足＞ 1)チェックリストとして、住宅設備機器の保守点検表(リビングアメニティ協会･2009年秋、HPに掲載予定)などがある。 2)参考図書として、「住まいの管理手帳 マンション編(住宅金融支援機構)」などがある。 3)記録はマンション管理組合が作成する。
			保守点検･ サービス点検	①調査･診断結果報告書、定期保守点検報告書		保守契約又はサービスで実施される定期点検結果に関する情報 (保守会社又は住宅供給者等が実施している定期点検において顧客に提出する報告書。EV、貯水槽、ポンプ、機械式駐車施設、自動ドア等) ＜補足＞ 1)点検に基づき修繕等を行った結果、a-3. 新築工事関係にある図面が更新された場合、該当する項目(b-3. 計画改修orその他の修繕、b-4. リフォーム･改修)に振り分け、実施事項ごとでまとめ、時系列に保存する。
			法定点検	①定期調査報告書 ②調査結果表、調査結果図、関係写真、定期調査概要書など、定期報告に必要な図書一式	①建築基準法第12条等(建築設備定期調査、特殊建築物定期検査)、消防法第17条(消防設備定期点検)、電気事業法第74条(自家用電気工作物設備の点検)、水道法第34条 ②建築基準法施行規則第6条等	法律で定められた建築物及び建築設備の定期調査報告に関する情報(定期報告が必要な建築物及び建築設備を所有するマンション管理組合等が、専門技術者に定期的に点検させ、特定行政庁に提出する報告書。建築基準法の他、消防法、水道法、浄化槽法、電気事業法、ガス事業法、消費生活用製品安全法に基づく法定点検もある。)
			住宅診断	①住宅診断報告書、耐震診断報告書、アスベスト使用調査報告書 ②住宅診断報告書に添付される図書一式		建物の劣化状況等の調査診断に関する情報 (主にマンション管理組合が計画修繕工事等にあたり民間の調査会社に「任意」で依頼し、作成する情報。) ＜補足＞ 1)調査会社により、劣化診断報告書等が提出される。 2)住宅診断の中で、一定の要件を満たすものは、重要事項の対象となっている。
			耐震基準適合	①耐震基準適合証明書 ②耐震診断チェックシート、建物外観写真、建物平面図、業務記録台帳	租税特別措置法施行令第24条の5等 ①平成17年国土交通省告示第393号及び第384号 ②平成17年国土交通省告示第394号及び第385号	中古住宅取得時の税の軽減措置に関する情報 (昭和56年以前に建築された住宅が新耐震基準に適合していることについて、国の指定機関や建築士等が発行する証明書。税制上の軽減措置を受けられる。)
b3	修繕･改修	マンション管理組合がマンション共用部分の長期修繕計画にもとづく工事や、必要に応じて補修工事を行った時に作成･提供される書類、図面、写真等	大規模修繕	①工事完了日、工事業者、工事内容(仕様/建材･設備関係情報含む 、見積書、領収書等)を示す書類 、改修計画書、建築物の耐震改修計画認定申請書、認定通知書 ②施工図、各立面図、集計表、細目表、積算表、展開図、仮設図、構造図、仕様書、仕上げ表、設備図、断面図、軸組図、構造計算書等、耐震診断(改修計画書)に基づいて作成された耐震補強工事図面、平面図、断面図、構造図、仕様書、設備機器情報、特記仕様書、現況平面図(解体範囲図)、平面詳細図、断面詳細図、建具表(鋼製･木製)、外構図、基礎伏図、床伏図、給排水･ガス設備図、電気設備図、改修工事記録写真(改修前と改修後の様子がわかるもの)、付近見取図、配置図、各階平面図、小屋伏図等の工事図面、工事記録写真、施主打ち合わせ記録	①建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条等 ②建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第2条等	長期修繕計画に基づく工事の実施記録の情報 (マンション共用部分の長期修繕計画に基づく工事の実施記録) ＜補足＞ 1)計画に基づき修繕･改修等を行った結果、本項目に実施事項ごとでまとめ、時系列に保存する。 2)建築物の耐震改修の計画の認定に関する情報を含む (マンションの耐震改修をしようとするものが、特定行政庁に耐震改修の計画の認定を受けるために行う申請、確認書類) (エレベーターが含まれる場合は、追加してエレベーターの各階平面図、構造詳細図が必要となる。)
			その他の修繕等	①工事完了日、工事業者、工事内容(仕様/建材･設備関係情報含む 、見積書、領収書等)を示す書類 ②漏水補修図、漏水箇所図、構造詳細図、床伏図、配筋図、補強鉄筋配筋図、矩計図、基礎伏図、梁伏図、給排水衛生設備図等 関連工事図面、工事記録写真、施主打ち合わせ記録		計画修繕以外に管理組合が行なったマンション共用部分の補修工事の記録等の情報 (給排水漏水、その他) ＜補足＞ 1)必要に応じて工事を行った結果、本項目に実施事項ごとでまとめ、時系列に保存する。
b4	認定長期優良住宅の維持保全	認定長期優良住宅に保存が義務付けられている維持管理の記録等	①維持保全を委託した場合、契約書、実施報告書等		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第11条	長期優良住宅普及促進法に基づき、長期優良住宅の認定計画実施者に作成･保存が義務付けられる情報 (認定長期優良住宅の維持保全に関するもので、法律に基づく行為により生成される情報。)

c マンション管理組合の運営に関する情報項目

項目名		項目名の説明	該当する書類･図面名称例 (①書式･書類名称、②図面名称)		①作成根拠法令 ②書式	蓄積する情報の説明
c1	マンション管理	マンション管理組合の規約、運営実態に関する情報	マンション管理規約等	①管理規約及び使用細則	建物の区分所有等に関する法律第30条5	管理組合の運営ルールがわかる情報 (マンションの管理または使用に関する事項を定めた規約及び使用細則。マンション管理においては共用部分と専有部分の区分けが重要であり、その意味では「どの部分が共用部分なのかを示す図面」が保存されていることが望ましい。)
			マンション管理組合運営	①総会、理事会等の議事録	建物の区分所有等に関する法律第42条	管理組合の運営実態がわかる情報 (マンション管理組合の公式の議事の記録)

■住宅履歴情報項目 （マンション専有部分）

d 新築時の情報項目

項目名		項目名の説明	該当する書類・図面名称例 （①書式・書類名称、②図面名称）		①作成根拠法令 ②書式	蓄積する情報の説明
d1	住宅性能評価	住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価書や性能評価を受けるために作成された書類や図面	設計住宅性能評価	①設計住宅性能評価書(新築住宅)	①住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条、第4条 ②第4号様式	設計住宅性能評価に関する情報
			建設住宅性能評価（新築住宅）	①建設住宅性能評価書(新築住宅)	①住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第5条、第7条 ②第7号様式	建設住宅性能評価に関する情報(新築住宅)
d2	長期優良住宅認定	長期優良住宅の認定の手続きのために作成される書類や図面	①長期優良住宅建築等計画、認定通知書、変更認定申請書及び変更認定通知書等		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第11条	長期優良住宅普及促進法に基づき、長期優良住宅の認定計画実施者に作成・保存が義務付けられる情報 （当該住宅の建築に関するもので、長期優良住宅の認定を受けるために必要な情報など、法律に基づく行為により生成される情報。）
d3	新築工事関係	マンション専有部分や専用使用権を有するマンション共用部分に関する、マンションが竣工した時点の建物の現況が記録された各種図面や書類で、完成までの様々な変更が反映されたもの	住宅の竣工時の図面とそれまでに作られた図面・書類 ②竣工段階の意匠関係（付近見取図、配置図、仕様書(仕上げ表を含む)、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図等の意匠関係の設計図書等、工事記録写真、施主打ち合わせ記録）、仕様関係（仕様書、仕上げ表等）、構造関係（柱・梁、接合金物リスト、基礎伏図、床伏図、小屋伏図、軸組図、構造計算書等の構造関係の設計図書、計算書等、工事記録写真、施主打ち合わせ記録）、設備関係（電気設備図、給排水衛生設備図、空調換気設備図、消火設備図等の設備関係の設計図書等、工事記録写真、施主打ち合わせ記録）、設備機器関係（機器の取扱説明書、設備機器リスト）及び、竣工段階までに作成された書類・図面、建材情報、見積書、領収書等）			建築申請時以降に図面に変更が出た場合、修正箇所を反映させた竣工時の住宅図面を残しておくことが重要。竣工図や総合図が作成・保存されていることが望ましい。 建築確認申請や完了検査の提出図面に変更が出て、竣工図等がない場合は、その変更内容を示した図面等を保存するようにしておくと、維持管理段階での活用につなげやすい。 ＜補足＞ 1）d−1～2の中に入らない設計図書及び工事に関係する書類は全てこの項目におさめておく。 2)マンション全体の図面、書類等の情報については、管理組合等から入手する必要がある。

e 維持管理時の情報項目

	項目名	項目名の説明	該当する書類・図面名称例 (①書式・書類名称、②図面名称)		①作成根拠法令 ②書式	蓄積する情報の説明
e1	維持管理計画	マンション専有部分の点検や修繕について望ましい実施時期がわかる情報	①専有部分の長期修繕計画、マンション維持管理ガイドラインなど			適切な維持管理のためのマンション専有部分の点検や修繕について望ましい実施時期がわかる情報 (建具補修、給排水設備、ガス設備、換気設備、電気設備等の取替えなど、長期に渡り維持するための点検および修繕の実施時期の目安) ＜補足＞ 設備機器の推奨される交換時期、建材等の一般的な劣化予測などにもとづき、住宅供給者等が計画表を作成し住宅所有者に提供する。
e2	点検・診断	マンション専有部分の点検や診断・調査などを行った時に作成・提供される書類、写真、図面等	自主点検	①点検・補修記録シート		住宅所有者が自ら行う点検の情報 (専門家の定期点検の前後に、点検を居住者自らが行った際の記録) ＜補足＞ 1)チェックリストとして、住宅設備機器の保守点検表(リビングアメニティ協会・2009年秋、HPに掲載予定)などがある。 2)参考図書として、住宅供給者等が発行する「住まいのしおり」や「住まいの管理手帳 マンション編(住宅金融普及協会)」などがある。 3)記録は住宅所有者自らが作成する。
			サービス点検	①調査・診断結果報告書		住宅供給者等に依頼して行う点検および補修の記録(住宅診断報告書、法定点検を除く) (住宅供給者等が顧客サービスの一環として実施している定期点検において顧客に提出する報告書やチェックシート等。) ＜補足＞ 1)有償・無償を問わない 2)大臣認定に関する定期点検結果の情報等を含む 3)点検に基づき修繕等を行った結果、d-3. 新築工事関係にある図面が更新された場合、該当する項目(e-3. 修繕、e-4. リフォーム・改修)に振り分け、実施事項ごとでまとめ、時系列に保存する。 (例:免震建築物の場合、機器が正常に機能するよう免震建物定期点検が必要となる。)
			住宅診断	①住宅診断報告書、アスベスト使用調査報告書 ②住宅診断報告書に添付される図書一式		マンション専有部分の調査診断に関する情報 (主に不動産売買時に住宅所有者または購入予定者が民間の調査会社に「任意」で依頼し、作成する情報。)
e3	修繕	マンション専有部分の修繕工事をおこなった時に作成・提供される図面や書類、写真等	計画修繕	①完了日、工事業者、工事内容(仕様/建材・設備関係情報含む 、見積書、領収書等)を示す書類 ②施工図、各立面図、集計表、細目表、積算表、展開図、仮設図、仕様書、仕上げ表、設備図、断面図等、修繕関連工事図面、工事記録写真、施主打ち合わせ記録		適切な維持管理のための点検・修繕の計画にもとづく修繕工事の実施記録等の情報 (設備機器、内装関連等の工事発注に係る情報) ＜補足＞ 1)計画に基づき修繕等を行った結果、本項目に実施事項ごとでまとめ、時系列に保存する。
			その他の修繕	①修繕工事完了日、修繕工事内容(仕様/建材・設備関係情報含む 、見積書、領収書等)を示す書類 ②床伏図、矩計図、給排水衛生設備図等　補修関連工事図面、工事記録写真、施主打ち合わせ記録		適切な維持管理のための計画的な修繕工事以外に必要に応じて行った修繕工事記録等の情報 (給排水漏水等の工事発注に係る情報) ＜補足＞ 1)修繕に伴い、書類・図面等が作成された場合、本項目に実施事項ごとでまとめ、時系列に保存する。
e4	リフォーム・改修	マンション専有部分のリフォーム・改修工事を行った時に作成・提供される図面、書類、写真等	①完了日、工事業者、工事内容(仕様/建材・設備関係情報含む 、見積書、領収書等)を示す書類、耐震補強工事部分の見積書等、改修工事に係る見積書、改修計画書 ②平面図、断面図、仕様書、設備機器情報、特記仕様書、現況平面図(解体範囲図)、仕上げ表、平面詳細図、断面詳細図、建具表(鋼製・木製)、外構図、床伏図、給排水・ガス設備図、電気設備図、改修工事記録写真(改修前と改修後の様子がわかるもの)			住宅の性能や仕様等を向上させようとする目的で行った改修工事に関する記録 (壁紙の張り替え、設備機器の交換に伴う内装の改修、バリアフリー改修など、現状よりも性能、仕様を向上させようとする工事に関する記録を対象とする。) ＜補足＞ 1)リフォームや改修工事を行った結果、本項目内に実施事項ごとでまとめ、時系列に保存する。
e5	認定長期優良住宅の維持保全	認定長期優良住宅に保存が義務付けられている維持管理の記録等	①維持保全を委託した場合、契約書、実施報告書等		長期優良住宅の普及の促進に関する法律案第11条	長期優良住宅普及促進法に基づき、長期優良住宅の認定計画実施者に作成・保存が義務付けられる情報 (認定長期優良住宅の維持保全に関するもので、法律に基づく行為により生成される情報。)
e6	住宅性能評価	住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価書や性能評価を受けるために作成された書類や図面	建設住宅性能評価(既存住宅)	①建設住宅性能評価書(既存住宅)	①住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第5条、第7条 ②第7号様式	建設住宅性能評価に関する情報(既存住宅)

f 重要事項説明に関する情報項目

	項目名	項目名の説明	該当する書類・図面名称例 (①書式・書類名称、②図面名称)	①作成根拠法令 ②書式	蓄積する情報の説明
f1	重要事項説明	不動産取引に際して宅地建物取引業者が買主に交付する重要事項説明書および、売主が買主に対して開示する告知書等	①重要事項説明書、告知書等	①宅地建物取引業法第35条、第35条の2	物件関係事項や取引条件関係事項がわかる情報 (宅地建物取引業者が不動産取引に際して、契約の成立前にその不動産に関する権利関係や法令上の制限、取引条件などの重要事項を説明するにあたり交付する書面。) ＜補足＞ 1)特に土地にかかる制限(都市計画事業区域、各種協定等)等の内容を把握するための重要な資料となる。 2)協会によっては、建物登記簿謄本(抄本)、公図(写)、附帯設備および物件状況確認書等が添付される場合がある。 3)中古売買ごとに内容が更新されるので、最新のものが保管されていれば十分である。

(橙色)法令により作成が義務付けられている書類・図面
(緑色)法令により書式等が定められている書類・図面